

議案第97号

米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

社会一般の情勢に適応した国家公務員の適正な給与を確保するための令和2年人事院勧告に伴い、本市においてもその趣旨を踏まえ、特別職の職員の令和2年12月期および令和3年度以後の期末手当の支給割合を改定するため、この案を提出するものである。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の170」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を加える。

第2条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（改正理由） 第1条関係

改正後	現 行	改正理由
<p>(給与)</p> <p>第2条1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の165」とし</u>、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>・令和2年12月期の特別職の職員の期末手当支給割合を0.05月分引き下げることに伴う改正</p> <p>令和2年 期末手当支給割合</p> <p>12月期 1.7月分→1.65月分(▲0.05月分)</p> <p>年 間 3.4月分→3.35月分(▲0.05月分)</p>

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（改正理由） 第2条関係

改正後	現 行	改正理由
<p>(給与)</p> <p>第2条1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の165」とし</u>、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>・令和3年度以後の特別職の職員の期末手当支給割合を6月期は引き下げ、12月期は引き上げて、ともに1.675月分とすることに伴う改正</p> <p>令和3年度以後の期末手当支給割合</p> <p>6月期 1.7月分→1.675月分(▲0.025月分)</p> <p>12月期 1.65月分→1.675月分(+0.025月分)</p> <p>年 間 3.35月分</p>